

報告第1号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定されている事項について次のように専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年11月24日報告

白井市長 笠井 喜久雄

専決処分書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定されている事項について、次のように専決処分する。

令和3年10月20日

白井市長 笠井 喜久雄

損害賠償の額を定めることについて

1 相手方 白井市職員82名

2 事案の概要

職員の祝日における時間外勤務手当の支給について、支給率誤りにより過少な支払となっていたことから、不足分を追加支給するに当たり遅延損害金が発生したものの。

3 損害賠償の額 金13,956円

報告第1号資料

遅延損害金個人別一覧

番号	遅延損害金 (円)	番号	遅延損害金 (円)
1	20	42	31
2	360	43	268
3	123	44	50
4	5	45	299
5	117	46	11
6	41	47	11
7	126	48	85
8	126	49	34
9	471	50	551
10	135	51	38
11	144	52	37
12	36	53	116
13	223	54	31
14	203	55	31
15	515	56	61
16	93	57	36
17	23	58	78
18	65	59	41
19	83	60	62
20	43	61	47
21	188	62	628
22	46	63	44
23	378	64	42
24	34	65	108
25	28	66	34
26	159	67	72
27	451	68	52
28	107	69	37
29	84	70	74
30	665	71	77
31	36	72	374
32	34	73	117
33	31	74	540
34	31	75	550
35	15	76	209
36	42	77	55
37	40	78	114
38	307	79	1,272
39	763	80	63
40	422	81	27
41	697	82	39